

議案第 59 号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 21 年 6 月 2 日提出

加西市長 中 川 賀 三

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第13条」を「第21条」に改める。

第17条を第25条とし、第16条を第24条とし、第15条を第23条とし、第14条を第22条とする。

第13条第2項を削り、同条を第21条とする。

第12条の次に次の7条を加える。

（特別徴収）

第14条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納稅義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納稅義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

（特別徴収義務者の指定等）

第15条 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第16条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

（被保険者資格喪失等の場合の通知等）

第17条 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の37第1項に規定する額を特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第19条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間

(2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴

収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間

(3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入)

第20条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象

年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定の例によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

第12条第1項中「第13条第1項」を「第21条」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。」を「普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は次のとおりとする。」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(徴収の方法)

第11条 国民健康保険税は、第14条、第18条及び第19条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

附則第2項中「第13条第1項」を「第21条」に改める。

附則第12項中「第13条第1項」を「第21条」に改め、同項を附則第14項とし、附則第11項中「第13条第1項」を「第21条」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項を附則第12項とし、附則第9項中「事業所得」の右に「、譲渡所得」を加え、「第13条第1項」を「第21条」に改め、同項を附則第11項とし、附則第8項中「第13条

第1項」を「第21条」に改め、同項を附則第10項とし、附則第7項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第6項中「前項」を「第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第5項中「第13条第1項」を「第21条」に改め、同項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附則第4項中「「短期譲渡所得の金額」との右に「、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「を加え、同項を附則第5項とし、附則第3項中「第13条第1項」を「第21項」に改め、「第35条第1項」の右に「、「第35条の2第1項」を加え、同項を附則第4項とし、附則第2項中「第13条第1項」を「第21条」に改め、同項の次に次の1項を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 改正後の加西市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第21条第2項を削る規定 平成21年4月1日

(2) 附則第4項及び第5項の規定 公布の日

(3) 附則第2項に次の1項を加える改正規定、附則第3項の改正規定（同項を附則第4項とする部分に限る。）、附則第4項の改正規定（同項を附則第5項とする部分に限る。）、附則第5項の改正規定（同項を附則第6項とする部分に限る。）、同項の次に1項を加える改正規定、附則第6項及び第7項の改正規定、附則第8項の改正規定（同項を附則第10項とする部分に限る。）、附則第9項の改正規定、附則第10項の改正規定、附則第11項の改正規定（同項を附則第13項とする部分に限る。）並びに附則第12項の改正規定（同項を附則第14項とする部分に限る。）

平成22年1月1日

(4) 附則第3項の改正規定（「第35条第1項」の右に「、第35条の2第1項」を加える部分に限る。）、附則第4項の改正規定（同項を附則第5項とする部分を除く。） 平成22年4月1日

(5) 附則第9項の改正規定（「事業所得」の右に「、譲渡所得」を加える部分に限る。） 平成23年1月1日

(適用区分)

2 次項に定めるものを除き、新条例の規定は、平成22年度分の国民健康保険税から適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例第19条の規定は、平成23年度分の国民健康保険税から適用する。

(経過措置)

4 平成21年10月1日において平成21年度分の国民健康保険税の納稅義務者が法第706条第2項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（平成22年4月1日までの間において、年齢65歳に達するものを含み、災害その他の特別な事情があることにより、特別徵収の方法によって国民健康保険税を徵収することが著しく困難であると認めるものその他国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第324号。以下「国民健康保険法施行令等改正令」という。）附則第3条第1項各号に規定する世帯主を除く。以下「特別徵収対象被保険者」という。）について、平成22年4月1日から同年9月30日までの間ににおいて法第718条の2第2項に規定する特別徵収対象年金給付（次号において「特別徵収対象年金給付」という。）が支払われる場合においては、それぞれの支払いに係る国

民健康保険税額として、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を特別徴収の方法によって徴収することができる。

- 5 前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成21年度分の国民健康保険税額に相当する額として国民健康保険法施行令等改正令附則第3条第2項の規定により算定した額を当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の平成22年度における支払回数で除した額とする。

(審議資料)

国民健康保険税の徴収の方法として、特別徴収による場合を追加することが必要となったことに伴い、加西市国民健康保険税条例の一部を改正するもの。

【改正要旨】

①特別徴収関係

世帯内の国保被保険者全員が 65 歳以上 75 歳未満の世帯の世帯主で、年額 18 万円以上の年金を受給しており、介護保険料との合算額が年金額の 1 / 2 を超えていない者における国民健康保険税の徴収方法として、公的年金からの特別徴収を実施する。

施行時期：平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

②減額関係

被保険者均等割額、世帯別平等割額の 2 割軽減措置が職権適用となつたことから、第 13 条第 2 項の規定を削除する。

③課税の特例関係

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税の特例規定の修正等を行う。

④その他

上記の改正に伴い、文言の整合、引用条文の条ずれの修正等を行う。